

裁 決

■■■■■■■■■■
審査請求人 ■■■■■■

千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル5階
法テラス千葉法律事務所

審査請求人代理人 弁護士 野原 郭利

弁護士 藤谷 優子

処分庁 ■■■■■■市福祉部長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成30年4月23日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

■■■■市福祉部長が、請求人に対して行い、平成■■■年■月■■■日付けで通知した保護申請却下決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、請求人が、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、これを却下する決定（平成■■■年■月■■■日付け保護申請却下通知書（以下「本件通知書」という。）で通知したもの。以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

ア 申請却下の経緯

(ア) 平成29年12月21日、請求人は体調不良を訴え、■■■■病院を受診する。

(イ) 平成29年12月23日、請求人は、■■■■により■■■■病院（以下「本件病院」という。）に自宅から搬送され入院。このとき、請求人は所持品を何ら携帯していなかった。さらに、請求人の入院時

に請求人の長男が知人と共に請求人の自宅を訪れたところ借金の督促のようなものを発見した。

- (ウ) 平成29年12月25日、本件病院のソーシャルワーカーは、請求人の家族（長男を含む。）と連絡をとるも、家族が請求人を援助することを拒み、家族から経済的支援は望めない状況と把握した。また、請求人の保険資格証の状況を確認したところ保険料を滞納していることが判明した。

■■■■の影響で請求人は■■■■であり、かつ■■■■をも患い治療の必要があることが明らかになる。

本件病院のソーシャルワーカーから、医療費の支払いには生活保護の受給が不可欠として■■■■市社会福祉課に生活保護申請の連絡を行った。

- (エ) 平成29年12月27日、本件病院にケースワーカーが来院し、請求人と面談を行う。しかし、請求人の判断能力が不十分のため年明けに再度来院し面接予定となる。

- (オ) 平成30年1月10日、再びケースワーカーが請求人と面談を行う。

- (カ) 平成30年1月25日、■■■■市福祉課から、請求人の自宅には住宅ローンが残っていることを理由に生活保護申請を却下するとの連絡がある。なお、請求人の住宅ローンについては既に期限の利益を喪失し、住宅保持は見込めないとのことである。

イ ローン付き住宅所有の場合の資産活用要件

- (ア) ローン付き住宅の保有から申請却下を即断すべきでない

本件では、処分庁は、生活保護申請却下の理由を「ローン付き住宅所有のため」とする。

確かに「生活保護手帳2017」221頁においても、ローン付き住宅を保有している場合には、「原則として保護の適用は行うべきでない。」とされている。

しかし、ここで記載されている理由は、あくまでも「結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うことになる」ために、保護の適用を行わないというものである。ローン付き住宅を手放さざるを得ず、元よりローン返済を予定していないようなケースにおいてまで、この原則を遵守するべきものではない。実際に、「生活保護手帳 別冊問答集2017」120頁・問3-9においては、ローン付き住宅を保有している場合でも、「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」には、ローン付き住宅の保有を認めるとされている。

保護費による資産形成の可能性がない場合にローン付き住宅の保有の例外を認めたものである。

(イ) 実施機関には調査義務が存在する

保護の実施機関は、保護の申請を受けると請求人に保護決定又は却下の判断のため、必要な調査を実施しなければならない（法第28条以下）。そのため、保護の実施に際して、請求人が住宅を保有している場合には、ローンの返済状況について調査を行い、保有を許さないものであるのか確認する必要がある。調査の結果、住宅ローンの返済が滞り住宅の保持の可能性がなければ、保護開始決定を下す必要がある。

平成24年に埼玉県知事の行った裁決においても、「ローン付き住宅の保有を理由とした保護却下処分は、世帯の具体的な生活実態を確認したうえ、ローン付き住宅の保有を容認する可能性や……請求人世帯の急迫性の有無についての十分な検討を経たうえで行われるべきである。」とされ、現にローン付き住宅の保有を理由に保護却下決定を下した処分を取り消している。

また、平成21年度秋田県知事の下した裁決では、請求人がローン付住宅を保有していたことを理由に申請却下した決定について、「住宅ローンの支払いをしていない事実や今後の支払い意思、能力等を勘案し世帯の最低生活費と収入、資産との対比により保護の適用が必要かどうかを決定すべきと認められる。ところが、認定事実……のとおり、処分庁は保護申請を受理した当日に、ローン付き住宅を保有している事実のみを理由に保護は適用できないと誤った判断を請求人に伝え……住宅を保有していることを理由に本件処分を行っているが、これは取り扱い通知の解釈を誤ったものと言わざるを得ない。」と判断し、保護却下決定を取り消している。

(ウ) 急迫性のあるケースでは資産活用要件自体不要である

生活保護の補足性について定め、資産活用要件の根拠ともされる法第4条第3項においては、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」旨を定めている。上記のような資産の活用の可否を検討する以前に、そもそも請求人が急迫した要保護状態にある場合には、先行して保護を行わなければならないはずである。既に述べた平成24年裁決においても、このことに言及して処分を取り消している。

ウ 本件処分の違法・不当性

(ア) 本件は急迫性を有する事案であった

そもそも、本件では請求人は脳出血により病院に搬送されている。請求人の仕事自体、一人親方のような仕事であり、就労なくしては収入がない状況にあった。そして、以下で述べるようにローンも満足に支払えておらず、蓄えも一切存在しなかった。このような中で、当初搬送された本件病院から相談がなされ、その後に請求人自身からも申請を行っていることからして、医療費等も一切まかなえていない状況であることは、調査を行わずとも明白である。このような急迫状態であったことからすれば、本件はそもそも資産活用要件を検討するまでもなく、保護開始の決定を早急に行うべき事案であった。

これらの事情からすれば、法第4条第3項に定められた「急迫した事由がある場合」として、保護を決定すべきであったにもかかわらず、資産活用要件を検討し、ローン付き住宅を保有していることをもって申請却下とした処分は違法である。

(イ) 住宅ローン返済に保護費を回しうる事案ではない

本件において、請求人は、平成20年頃に■■■■■■■■■■との間で住宅ローンを組み、現在残債務は■■■■■■■■■■万円以上存在する。しかし、請求人は、■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■であり、■■■■■■■■■■。結果、住宅ローンの期限の利益を喪失し、住宅ローンの返済を行えていない。そのため、請求人は少なくとも平成30年1月10日時点では、住宅ローンの返済について繰り延べどころか支払いが不可能な状態であった。

なお、付言すると、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）及び家屋（以下、「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件不動産」という。）の市場価格としては、鑑定上もオーバーローンとなっており、保有資産として換価価値を有しているものとも言いがたい。

(ウ) 調査義務が尽くされていない

上記のような事情が存在するにもかかわらず、処分庁は、請求人の保有する住宅について、請求人の急迫性に目をつむり、住宅ローンの支払い状況や抵当権の実行の危険性について何ら調査を尽くさなかった。結果、請求人の保有する住宅については保有を許さないものではないにもかかわらず、機械的に住宅ローンがついていることをもって、本件処分を下した。

従って、処分庁は必要な調査を尽くさず、本来保有を容認すべき住宅につき、ローンが残っていることをもって保護却下とした本件処分

は違法であるから、取り消されるべきである。

2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 平成29年12月25日、本件病院の相談員から請求人の保護についての一報を受ける。一報があった際の請求人の状態は、[]により同月23日より入院しており、[]とのことであった。当該一報について、記録に残した。

イ 平成29年12月27日、本件病院内で本件病院の相談員立会いのもと請求人と面談。なお、請求人は面談を行った部屋まで自身の足で歩いてきた。また、ここが病院であること、請求人宅の外観を見せたところ自身の家であり住宅ローンが残っていることは分かっているようであった。生活保護の申請の意思が示されなかったため、年明けに再度面接を行うこととなった。

ウ 平成30年1月10日、本件病院内で、本件病院の相談員立会いのもと請求人と再度面接を行い、請求人が生活保護の申請の意思を示したため、その場で生活保護開始申請書、同意書、収入申告書、資産申告書の提出を受けた。

エ 平成30年1月23日[]において、請求人のローンの支払い状況を確認した。

ローンの最終支払い月は[]、ローン残債は[]円であり、[]担当者から、平成25年頃に滞納した時期はあるが、その後は支払いがされており、住宅金融支援機構からは特に競売等の話も来ておらず、期限の利益も失われていないことを確認した。

オ 調査の結果、平成30年1月24日、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（厚生省社会局保護課長通知）の問3の14によりローン付き住宅保有を理由に本件処分を行った。

(3) 本件審査請求に対する意見

ア 前記1(2)イで主張されているローン付き住宅所有の場合の資産活用要件については、「生活保護手帳 別冊問答集2017」120頁・第3-9において例外として保護を適用しうる場合についての記載があり、確かにローン付き住宅の保有を認める一つの条件として「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」という記載がある。

しかし、その前段として、「一般の不動産の場合と同様の基準により

判断して保有が認められる程度のものであって」と記載されており、「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」のみをもって保護を適用するものではない。

本件不動産については土地の評価額が [REDACTED] 円、家屋の評価額が [REDACTED] 円の計 [REDACTED] 円と高額であり、繰り延べが行われていたとしても到底保有を容認できる物件ではないことは明らかであり、保護しうる要件に合致しない。

イ 前記1(2)ウ(ア)で主張されている本件は急迫性を有する事案であったという主張については否認する。

法第4条第3項にいう「急迫した事由がある場合」とは、小山進次郎「改訂増補生活保護法の解釈と運用」において、「生存が危うくされるときか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とされている。

また、平成23年9月23日に宮崎県知事が行った裁決においても同旨の裁決がなされ、「少なくとも収入及び資産のないことのみをもって急迫状況であると判断されるものではない。」としている。

本件では、本件病院から一報があったときの請求人の状態は、[REDACTED] [REDACTED] であり、また、面接時においても自身の足で歩いて面接を行った部屋まで来ていたことから、生命・身体に対する危機は脱していると考えられる。加えて、請求者は入院するまで2人目の元妻との間の長男とともに生活していたが、入院後は請求人の2人目の元妻が引き取っており、また、請求人の知人が1人目の妻との間の長男とともに請求人宅に行くなど、交流している人もいることから、社会通念上放置しがたいと認められるほど急迫した状態であるとは認められなかった。

ウ 前記1(2)ウ(イ)で主張されている住宅ローン返済に保護費を回しうる事案ではないという主張については否認する。

ローンの返済を予定しているかどうかの判断で重要となってくるものが、期限の利益が喪失しているかどうかにあると考えられる。請求人のローンの支払い状況は、[REDACTED]

[REDACTED] と聞き取りを行っている。平成30年1月についても請求人は支払いの意思を示しており、債権者側からも競売等の動きも無いことから期限の利益は喪失していないことは明らかである。

ちなみに、本件申請を却下した後、同年2月5日に請求人から、住宅の任意売却の手続きを開始したので再度生活保護の申請を行いたいと、

本件病院の相談員を通じて生活保護の申請の意思が示され、同年1月29日に任意売却の申請を行った際に期限の利益を放棄していることが判明したため、同年2月5日から生活保護を開始している。また、同月7日に[]から催告書が送られていることから、少なくとも本件申請を却下した時点においては期限の利益は喪失しておらず、ローンの返済を予定していないとは言えない状況にあると言える。

エ 前記1(2)ウ(ウ)で主張されている調査義務が尽くされていないという主張については否認する。

単にローン付き住宅保有のみを理由に本件申請を却下したのではなく、現在請求者が急迫状況にあるか、また、実際に[]を訪問し、担当者から話を聞くなど、住宅ローンの支払い状況・期限の利益の喪失の有無等を確認し、それらを総合的に考慮して決定を行っていることから、調査義務は果たしている。

オ 本件審査請求の事実上の争点は、請求者が急迫した状態にあったか、ローン付き住宅を保有している者の保護の適用についてであるが、前記のとおり請求人に急迫性は無く、本件処分の時点では期限の利益が喪失していなかった事実等を踏まえ、保護を適用しうる事案ではなかったことから、適正に調査を行い決定した本件処分は適法である。

3 請求人の反論

(1) 前記2(2)に対する反論

ア 前記2(2)において、処分庁は、平成29年12月27日に「請求人は面接を行った部屋まで自身の足で歩いてきた。」と弁明する。

しかし、請求人が自身の足で歩いてきたことが何を意味するのか不明である。また、[]で同年12月23日に緊急入院した請求人が、入院から4日のうちに治療が不要な状態に回復できるものとも考えられない。また、治療の要否にかかわらず、請求人が入院時点で収入の途が途絶えていること、従前の仕事は肉体労働を要することもあり、早期に復帰することも困難であった。従って、請求人がどのような身体の状態であったとしても、同日時点で保護の急迫性は認められる。

さらに、「ここが病院であること……自身の家であり住宅ローンが残っていることは分かっているようであった。」と弁明する。これは、請求人に保護を受ける十分な判断能力が備わっており、同月27日当時、請求人に生活保護の積極的な意思の発露がなかったために保護開始は認められないとの主張と思われる。

しかし、[]であるから緊急入院したのであ

り、入院から4日のうちに元通りの状態に回復できるものとは到底考えられない。実際に、同月27日の段階において、[REDACTED]及び[REDACTED]がある旨カルテ上記載がなされているのであり、請求人が、この段階において処分庁が指摘するような理解力を有していたとは到底考えられないものである。

本来であれば、この段階において保護の急迫性を認め、本件病院からの保護の求めに応じて申請を受理すべきだったものといえる。

イ 前記2(2)のとおり、「滞納した時期はあるが、その後も支払いはなされており」と指摘する。

確かに、請求人は、支払いは遅れつつも何とか行っていた事実はある。

しかし、住宅ローンの支払いについて、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
であったのである。[REDACTED]

[REDACTED]のであるから、上記のような評価は失当である。

(2) 前記2(3)に対する反論

ア 前記2(3)アについて

処分庁は、「生活保護 別冊問答集2017」120頁「一般の不動産の場合と同様の基準により……保有が認められる程度のものであって」とあり、本件において、本件不動産の評価額について指摘したうえ「繰り延べが行われていたとしても到底保有を容認できる物件ではない」と指摘する。

しかし、なぜ本件不動産の評価額から「到底保有を容認できる」ものではないといえるのかその根拠が示されていない。住宅ローンのついている不動産については、抵当権が実行されると不動産を保持できない。抵当権が実行されるおそれがあればもはや評価額通りの資産とは到底いえないことは常識である。

したがって、住宅ローン付き不動産について裸の評価額をもって、請求人の資産であると述べる弁明を容認することはできない。

なお、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合」をのぞき、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は保有を認めることとされている(局長通知第3の1・2)。

イ 前記2(3)イについて

弁明書においては、本件で請求人は平成29年12月27日時点で

生命の危機は脱却していることから、急迫の事態ではないと弁明する。

しかし、請求人が緊急入院後わずか4日で生命の危機を脱したとの客観的・医学的根拠は存在しない。かえって、カルテ等の照会を行っていたとすれば、請求人は [REDACTED] [REDACTED] ことは明らかであった。

さらに、処分庁が申請として取り扱った平成30年1月10日段階においても、 [REDACTED] [REDACTED] 旨の医師の指摘がある。以上からすれば、請求人は、いずれの段階においても [REDACTED] [REDACTED] ことには何ら変わりがないものだった。

ウ 前記2(3)ウについて

処分庁は、「ローンの返済を予定しているかどうかの判断で重要になってくるものが、期限の利益を喪失しているかどうかである」とし、本件では期限の利益は喪失していないから、保護費は住宅ローンに回しうる状況であったと弁明する。

しかし、なぜ期限の喪失だけが基準になるとされるのか不明である。住宅ローンに保護費が回されるか否かは期限の利益の喪失のみを基準とするものではない。 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] であった。現に [REDACTED] した。

エ 前記2(3)エについて

処分庁は、調査義務が尽くされた旨主張する。

しかし、請求人の緊急入院のわずか4日後になぜ請求人が生命の危機を脱したといえるのか調査はなされず、面会で請求人の様子をみただけで判断している。本人が支払いの意思を示していたと指摘するが、どの時点でのことかさえ特定されていない。また、住宅ローンの返済も [REDACTED] [REDACTED] があったとしてもなぜ本件不動産を失うおそれがないといえるのか全く調査がなされていない。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり主張しており、

要するに、本件は急迫性を有する事案であり、ローン付き住宅を所有していることを理由に本件申請を却下した本件処分が違法又は不当である旨主張するものと解される。

2 認定事実

(1) 請求人は、請求人の子（平成■■■年■■月■■日生まれ）と■■■■市内の住居にて暮らしていたが、平成29年12月23日、■■■■を患い、本件病院に救急搬送され入院した。

(2) 請求人は、平成30年1月10日、処分庁に対し、請求人に係る生活保護開始申請書、資産申告書、収入申告書等を提出し、本件申請をした。

(3) 処分庁が、本件申請時において、請求人の保有資産等について調査をした結果は次のとおりであった。

ア 資産の状況

所持金 ■■円

預貯金 ■■■■円

動産 自動車

本件不動産 本件土地 評価額 ■■■■■■円

本件建物 評価額 ■■■■■■円

イ 負債の状況

住宅ローン

ローン残額 ■■■■■■円

支払い状況 平成25年頃に滞納した時期があり、その後は毎月支払いがあるが、過去分を支払っている状況。■■■■■から競売等の話は来ていない。

ウ 事業貸付

残額 ■■■■■■円

エ 公租公課

平成28年度及び29年度分の未納額合計 ■■■■■■円

(国民健康保険税の未納額■■■■■円を含む。)

オ 収入の状況

平成28年收入合計 ■■■■■■円

カ 保険

国民健康保険(資格証明書)

(4) 請求人の病状について、平成30年1月10日、本件病院の■■■■■医師は次のとおり診断している。

「現在の症状は、■■■■■、■■■■■

」
(5) 処分庁は、平成30年1月24日付けで、本件申請を却下する本件処分をした。本件通知書には、「却下の理由 その他の理由により（ローン付き住宅所有のため）」との記載があった。

なお、処分庁は、本件処分の際、医師に対して、請求人に係る病状調査を実施しなかった。

(6) 平成29年2月から平成30年1月までの間の請求人の住宅ローンの返済状況は、
であった。

(7) 不動産の査定結果（査定日平成30年2月23日）によると、本件土地の査定価格は、
円、本件建物の査定価格は、
円であった。

(8) 請求人は、平成30年4月23日付けで本件審査請求をし、処分庁は、本件審査請求の審理員からの行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第36条の規定による質問に対し、次のとおり回答した。

ア（質問事項1）請求人が
を患い本件病院に入院していた期間、本件申請に係る要保護判定時における請求人の職業、仕事の内容及び収入源。

（処分庁の回答1）「平成30年2月17日まで入院していたことを把握しております。」「就労については個人事業主と話を聞いており、……審査請求人が建設関係の個人事業主で生計を維持してきたと把握しております。」

イ（質問事項2）本件申請に係る要保護判定時の請求人の病状の程度、回復の見込み、就業の可否等について、医師等の専門家に確認をしたか。

（処分庁の回答2）「医師に対する病状調査については実施しておりませんでした。平成29年12月25日
病院……相談員より本所へ審査請求人の生活保護に関する相談があった際に、主の現状として、
と聞き取りを行っており、また、平成29年12月27日の
病院内での相談において自力で歩行できていることから、生存が危うくされた状態ではないと判断しております。」

ウ（質問事項3）本件申請に係る要保護判定時において、請求人の元妻等に対し、請求人を支援する意思やどの程度の支援が可能か等について確認をしたか。

(処分庁の回答3) 「1番目の妻との長男については、平成29年12月25日に■■■■病院……相談員から今後の関わりを断られたとの報告を受けております。親族・元妻の連絡先については、■■■■病院が連絡先を把握している1番目の妻及び、その長男に対し、■■■■病院を通じて本所への連絡を依頼しましたが、連絡は無く把握はできませんでした。」 「審査請求人が■■■■病院へ入院となるまで共に生活をしていた2番目の妻との長男については、2番目の妻が引き取りをしたと■■■■病院より報告があったことから、■■■■市教育委員会教育部学校教育課への聞き取りにより、2番目の妻が引き取ったことを確認しております。」

エ (質問事項4) 本件申請に係る要保護判定の際に、請求人が保有していた不動産に係る住宅ローンの返済状況の詳細や、今後の返済見込みを調査等するとともに、請求人の返済の意思を確認したか。

(処分庁の回答4) 「平成30年1月23日に、■■■■……に確認し、平成■■年■■月■■日に■■■■円を、■■年■■月■■日に■■■■円の支払いを行っており、支払最終日は、■■■■でローン残額は■■■■円であると把握しております。また、……■■■■があり、■■■■であると聞き取りを行っております。■■■■病院から最初に相談があった日付が平成29年12月25日であることから、相談のあった日の同月まで住宅ローンの支払いを行っており、期限の利益も喪失していないことから、住宅ローンの支払いを予定していないとは言えない状態であったと把握しております。」 「住宅の保有の容認については、審査請求人の家屋には、抵当権がついてはいるが、平成20年に建てられたものであり、当該不動産自体には評価額程度の価値を有しており、当該家屋の保有を容認することは、他の被保護世帯及び地域住民の生活内容と比較してもこのバランスを失していることから認められないため、ローン付き住宅の保有を理由に当該申請を却下しました。」

3 法の仕組み

(1) 急迫した事由がある場合について

法第4条第3項は、資産、能力の活用を定めた同条第1項の規定は、「急迫した事由がある場合」に必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定している。そのため、同条第3項の規定により、利用し得る資産はあるが急迫した事由がある場合には、例外的に保護を受けることができるとされている(最高裁判所昭和46年6月29日第三小法廷判決参

照)。

このように、法第4条第3項の規定は、急迫した事由がある場合にまで利用し得る資産の活用がないとして保護を開始しないのでは、最低限度の生活を保障するという法の趣旨を没却しかねない弊害が生じるため、そのような弊害を解消することを目的としているものと解される。

また、同項にいう「急迫した事由がある場合」とは、「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」で、「単に最低生活の維持ができないというだけでは、必ずしもこの場合に該当するとは言えず、「如何なる場合がこれに該当するかは、具体的な事実認定の問題であるが、」「成年者でも病気の場合にはこの状態に比較的早期に陥る可能性が多い」とされる(小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)」123頁参照)。

(2) 利用し得る資産の活用について

法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定している。

そして、ローン付き住宅を保有している者からの保護申請の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問14において、ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではないとされている。

この点、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)第1編の第3の1の問3-9では、一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適用し得るものとされている。

(3) 保護の申請に対する行政庁の裁量について

保護の申請に対し、保護するか否かについては社会福祉に係る専門技術的判断を要するため、行政庁に裁量が認められるものと解されるが、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価したために、行政庁の判断が左右されたものと認められる場合には、裁量判断の方法な

いしその過程に誤りがあるものとして違法となる（東京高等裁判所昭和48年7月13日判決参照）。

(4) 理由の提示について

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合、原則として、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第8条第1項）。

そして、対象となる処分が審査基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、場合によっては、審査基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び審査基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされ、また、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

4 あてはめ

(1) 急迫した事由の存否について

ア 前記3(2)のとおり、ローン付き住宅を保有している者を保護した場合は、生活に充てるべき保護費からローン返済を行うことになるので、原則として保護の適用は行うべきではないとされているが、前記3(1)のとおり、利用し得る資産はあるが急迫した事由がある場合には、例外的に保護を受けることができるとされていることからすれば、法第4条第3項の「急迫した事由がある場合」には、ローン付き住宅保有者であっても保護の適用をすることができるものと解される。

イ 前記3(1)のとおり、「急迫した事由がある場合」とは、生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合であり、成年者でも病気の場合にはこの状態に比較的早期に陥る可能性が多いとされているところ、前記2(1)及び(8)アのとおり、請求人は、平成29年12月23日に[]で救急搬送され、そのまま入院し、本件処分時においても入院していたこと、また、前記2(4)のとおり、請求人の平成30年1月10日の病状は、[]と診断されていることが認められる。

そして、前記2(8)ア及び前記審理関係人の主張の要旨1(2)ウ

(ア) のとおり、請求人は個人事業主で一人親方のような仕事をしてきたということであり、就業が可能となるまでは収入が途絶え、生活に重大な影響があると考えられること、前記2(3)エ及びカのとおり、請求人には、国民健康保険税の滞納により国民健康保険の資格証明書が交付されており、医療費はいったん全額自己負担となること、前記2(3)イ及び(7)のとおり、本件不動産についてはオーバーローン(不動産に係る借入金の残高が現在の不動産の評価額を上回っている状態)であったこと、及び前記2(3)アのとおり、処分庁が本件処分時に把握していた請求人の所持金は■円であり、預金も■■■■円であったことが認められる。

このような請求人の状況からすると、請求人の病状の程度、回復の見込み及び就業の可否や、扶養義務者等からの扶養援助の内容等によっては、単に生活が困窮しているというのみならず、生命・身体の維持のために必要不可欠な医療行為を受けることすら困難となるおそれがあることは否定できないから、本件処分当時の請求人の状況は、「急迫した事由がある場合」に該当する可能性があったと言える。

したがって、処分庁は、「急迫した事由がある場合」に該当するかを判断するため、請求人の病状の程度、回復の見込み及び就業の可否や、扶養義務者からの扶養援助の内容等についても、具体的に検討しなければならなかったと言える。

ウ この点、処分庁は、前記2(5)及び(8)イのとおり、請求人の病状の程度、回復の見込み、就業の可否等について医師等の専門家に対する確認を行っておらず、また、前記2(8)ウのとおり、請求人の子が請求人の元妻(2番目の妻)に引き取られることは確認しているものの、請求人自身に対する扶養義務者等からの扶養援助の内容を具体的に検討している形跡は認められない。

以上のとおり、処分庁は、「急迫した事由がある場合」と認められるか否かの判断に当たって、請求人の病状の程度、回復の見込み及び就業の可否や、扶養義務者からの扶養援助の内容等についても考慮すべきであったにもかかわらず、そのために必要な調査を行ってかかる考慮を尽くしているとは認められない。

(2) ローン付き住宅を保有していることについて

ア 前記3(2)のとおり、ローン付き住宅を保有している者を保護した場合は、生活に充てるべき保護費からローン返済を行うことになるので、原則として保護の適用は行うべきではないとされている。

もっとも、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合や、ローン

返済期間が短期間で支払額が少額であるような場合には、ローン付き住宅保有者に保護を適用しうるものとされていることからすれば、保護費がローン返済に充てられるものと評価できず、資産形成に資するようなことがない場合には、ローン付き住宅保有者であっても保護の適用をすることができるものと解される。

イ 本件においては、前記2(6)のとおり、請求人は、XXXXXXXXXXであり、前記2(3)及び(7)のとおり、本件不動産についてはオーバーローンの状態であること、また、前記2(8)ア及び前記審理関係人の主張の要旨1(2)ウ(ア)のとおり、請求人は個人事業主で一人親方のような仕事をしていたということであり、本件処分時において入院していた請求人は、就業が可能となるまでは収入が途絶えると考えられることからすると、保護の要否を決定するに当たって、住宅ローンの返済見通しや請求人の今後の支払い意思及び能力等を十分勘案しなければならなかったと言える。

この点、処分庁は、前記2(8)エのとおり、期限の利益の喪失について確認をしていることはうかがえるものの、請求人のローン返済の能力やローン返済の見通しを実質的に検討した形跡は認められない。

以上のとおり、処分庁は、住宅ローンの返済見通しや請求人の今後の支払い意思及び能力等についても考慮すべきであったにもかかわらず、そのために必要な調査を行ってかかる考慮を尽くしているとは認められない。

(3) 小括

前記(1)及び(2)のとおり、処分庁は、本件申請について、急迫した事由がある場合に該当するかという本件において本来最も重視すべき要素を軽視し、他方で、ローン付き住宅を保有していた場合であっても保護の適用をすることができる場合があると解されるにもかかわらず、その点について十分調査及び検討をせず、請求人がローン付き住宅を保有し、当該住宅について期限の利益を喪失していないという本件において本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価しており、このことは生活保護の要保護判定の結果を左右し得るものであるから、本件処分は裁量判断の過程に瑕疵があると言わざるを得ない。

5 理由の提示の不備について

さらに、前記3(4)のとおり、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合、申請者に対し、行手法第8条第1項の規定による理由の提示をしなければならず、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その

記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

これを本件についてみると、本件処分は、法の定める保護の要件を充足しないとして本件申請を却下するものであるところ、前記2(5)のとおり、本件通知書には、「ローン付き住宅所有のため」としか事実関係が記載されておらず、保護申請の却下に関する根拠法条の記載はないことが認められる。

そうすると、いかなる事実関係のもといかなる根拠法条を適用して本件処分が行われたのかが、本件通知書の記載自体からは明確に了知することが困難であり、本件処分は、行手法第8条第1項が求める理由提示としても不十分であったと言わざるを得ない。

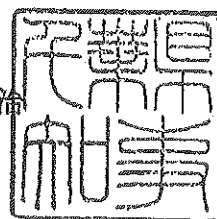
6 したがって、前記4のとおり、本件処分には、裁量判断の過程に瑕疵があること、また、前記5のとおり、請求人に対する理由提示が不十分であることを併せ考えれば、本件処分には違法があると言わざるを得ず、取消しを免れない。

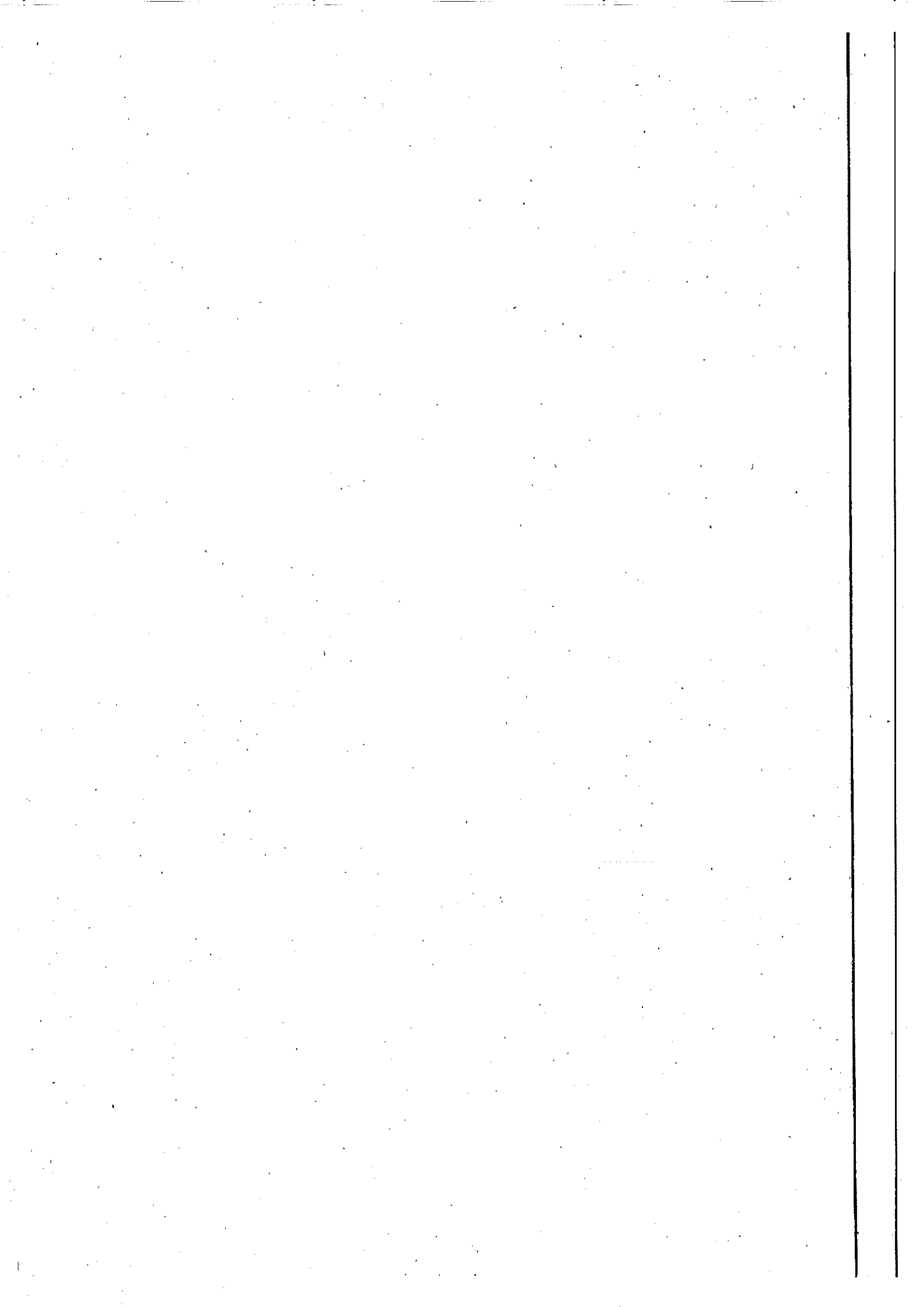
7 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成31年3月7日

千葉県知事 鈴木 栄 滄





別紙 物件目録

1 土地

所在地目積

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

2 家屋

所在地
家屋番号
種類
構造
床面積

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

